

# 相続の登記は司法書士です

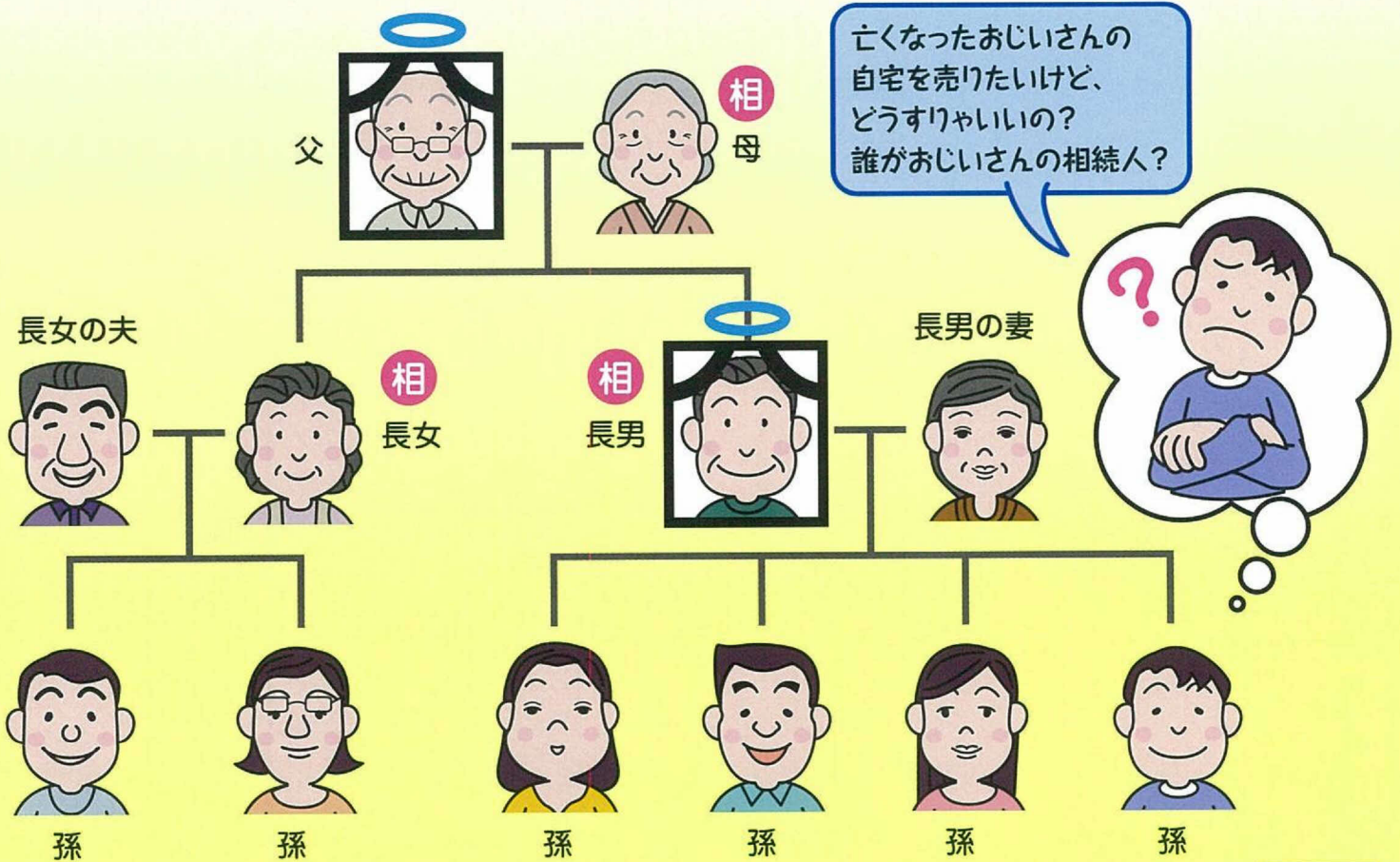
## 2月は「相続登記はお済みですか月間」

相談無料  
秘密厳守



ご自宅の名義が、亡くなられた方のままということがございませんか。

相続登記を放置していると、相続関係が複雑になり、後々トラブルにつながる可能性があります。島根県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と題して、相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割など相続に関する無料相談を行います。日時、及びご予約方法は下記のとおりとなっておりますので、お気軽にご利用ください。



QRコードでも  
検索できます

相談会は、県内各司法書士事務所で行います。

[ご予約はお近くの各司法書士事務所へ  <http://www.ssla.jp/list/>]



主催・お問い合わせ 島根県司法書士会 TEL.0852-24-1402  
平日10:00~17:00 (土・日・祝日は除く)